

# 税制改正のあらまし



## I 法人税関係

### 1 大胆な設備投資促進税制の創設など

#### ① 特定生産性向上設備等投資促進税制

国内における高付加価値型の設備投資を促進する観点から、特定生産性向上設備等投資促進税制が創設されます。

対象業種	原則全ての業種
対象資産	<p>○生産等に必要設備等 機械装置(1台又は1基の取得価額が160万円以上)、工具及び器具備品(それぞれ1台又は1基の取得価額が120万円以上など)、建物(一の取得価額が1,000万円以上)、建物附属設備及び構築物(それぞれ一の取得価額が120万円以上など)、ソフトウェア(一の取得価額が70万円以上)</p> <p>○投資下限額 35億円以上(中小企業者等は5億円以上)</p> <p>○ROI(投資利益率)15%以上</p>
措置内容	<p>即時償却又は税額控除7%(建物、建物附属設備及び構築物は4%) ただし、控除上限は法人税額の20%。控除限度超過額は3年間の繰越が可能。</p>
その他	<p>投資計画期間中に、地域未来投資促進税制、カーボンニュートラル投資促進税制、中小企業経営強化税制(繰越税額控除を除く)は適用できない。</p>

#### ② 物価上昇に伴う取得価額要件の見直し

中小企業投資促進税制の工具、中小企業経営強化税制の工具及び器具備品、中小企業防災・減災投資促進税制の器具備品の取得価額要件がそれぞれ40万円以上(現行:30万円以上)に引き上げられます。

#### 適用時期

①の改正については、産業競争力強化法の改正法の施行日から令和11年3月31日までの間に設備投資計画の確認を受け、その確認を受けた日から5年を経過する日までの間に対象設備の取得等をして事業の用に供した場合に適用されます。  
②の改正については、令和8年4月1日以後に取得等をする対象設備について適用されます。

### 2 賃上げ促進税制の見直し

最近の賃上げ状況のほか、中小企業の人手不足感が大企業よりも強い状況等を踏まえ、賃上げ促進税制が見直されます。

改正案では、大企業向けの措置は適用期限(令和9年3月31日)を待たず、令和8年3月31日をもって廃止されます。また、中堅企業(常時使用する従業員数が2,000人以下)向けの措置は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度について、下表の見直しを行った上

で、適用期限(令和9年3月31日)をもって廃止されます。

	継続雇用者の給与等支給額(前年度比)	税額控除率
現行	+3%	10%
	+4%	25%
改正案	+4%	10%
	+5%	15%
	+6%	25%

また、中小企業向けの措置については、令和8年度は現行制度を維持し、期限到来時(令和9年3月31日)に適用状況を踏まえ、必要な見直しが検討されます。

なお、いずれの措置も、教育訓練費に係る税額控除の上乗せ措置(大企業・中堅企業+5%、中小企業+10%)が令和8年3月31日をもって廃止されますが、子育てとの両立支援や女性活躍支援に積極的な企業への上乗せ措置(+5%)については維持されます。

#### 適用時期

大企業向けの措置は令和8年3月31日まで、中堅企業向け・中小企業向けの措置は令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度に適用されます。

### 3 研究開発税制の見直し

研究開発税制について、企業が試験研究費の額を増加させるインセンティブを強化するため、次の見直しが行われます。

#### ① 一般の試験研究費の額に係る税額控除制度

- イ 税額控除率が見直されます(令和9年4月1日以降)。
- ロ 控除率カーブに係る時限措置について、上記イの税額控除率の見直しにあわせて見直された上、令和11年3月31日まで延長されます。
- ハ 控除上限に係る時限措置について、増減試験研究費割合に応じて控除上限を引き上げ又は引き下げる措置が見直された上(令和9年4月1日以降)、令和11年3月31日まで延長されます。

#### ② 中小企業技術基盤強化税制

- イ 繰越控除制度(3年間)が創設されます。
- ロ 控除率カーブ・控除上限に係る時限措置について、令和11年3月31日まで延長されます。

#### ③ 戦略技術領域型

- イ 戦略技術領域(AI・量子・バイオ等)の認定開発に係る試験研究費について40%(そのうち認定研究開発機関との共同・委託研究は50%)の控除率が設定されます。
- ロ 繰越控除制度(3年間)が導入されます。

※ 控除上限は、既存の措置と別枠で法人税額の10%。  
※ 産業技術強化法の改正法の施行日以降の認定計画にかかる試験研究が対象。

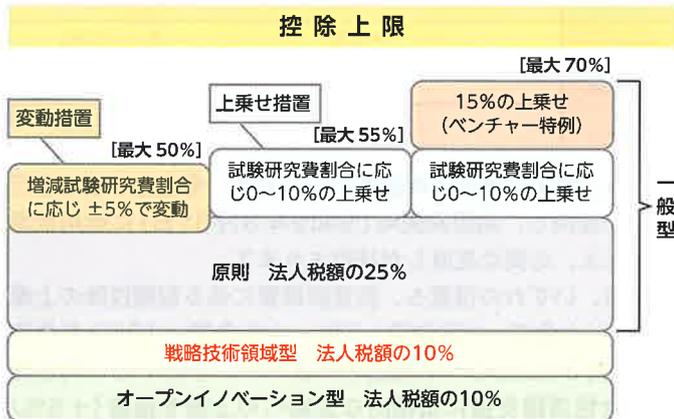
#### ④ オープンイノベーション型

新規高度研究業務従事者に対して人件費を支出して行う試験研究について、新規高度研究業務従事者の範囲に、博士の学位の授与から5年未満の者で、その採用から5年間未満の者を追加する等の見直しが行われます。

#### ⑤ 控除対象となる試験研究費の額

国内の研究人材や研究開発拠点の維持・強化の観点から、海外への委託研究に係る試験研究費の額について、臨床試験の委託に係る試験研究費の額以外の試験研究費の額の50%を控除対象となる試験研究費の額とする見直しが行われます。

※ 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度は70%、同年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する事業年度は60%。



※ 中小法人の場合の控除上限は、上記の上乗せ措置と増減試験研究費割合が12%超の場合に10%上乗せできる措置とのうち高い措置を適用。

#### 適用時期

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に開始する事業年度に適用されます。ただし、①は適用期限の延長を除き、令和9年4月1日以後開始する事業年度から、③は産業技術力強化法の改正法の施行日から令和11年3月31日までの間に認定を受けたものから適用されます。

#### ④ 中小企業者等の少額減価償却資産の特例の見直し

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例は、取得価額が30万円未満の減価償却資産(少額減価償却資産)を取得した場合、合計額300万円を限度として、全額損金算入できる制度です。

改正案では、①対象となる減価償却資産の取得価額を40万円未満(現行:30万円未満)に引き上げ、②対象となる法人から常時使用する従業員の数が400人を超える法人を除外した上で、適用期限が3年間延長されます。

#### 適用時期

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に少額減価償却資産の取得等をして、事業の用に供した場合に適用されます。

#### ⑤ 地方拠点強化税制の見直し

地方拠点強化税制(オフィス減税)について、以下の見直しを行った上で、適用期限が2年間延長されます。なお、地方拠点強化税制(雇用促進税制)については、適用期限(令和8年3月31日)の到来をもって廃止されます。

改正案では、一の特定期業務施設を構成する建物及び構築物の取得価額の合計額が10億円以上であることなど(中小企業者は特定雇用者の増加数が20人以上であることなど)一定の要件を満たす場合、拡充型の特別償却率が20%(現行:15%)、税額控除率が5%(現行:4%)に、移転型の税額控除率が8%(現行:7%)に引き上げられます(移転型の特別償却率は25%で変更なし)。

また、対象となる資産に、事業の用に供されたことのある建物等及び構築物が加えられ、拡充型の特別償却率は10%、税額控除率は2%、移転型の特別償却率は15%、税額控除率は4%とされます。このほか、中小企業者以外の法人の取得価額要件が4,500万円以上(現行:3,500万円以上)に引き上げられます。

#### 適用時期

令和8年4月1日から令和10年3月31日までの間に特定業務設備計画の認定を受けた法人が、その認定日の翌日から3年以内に、地方において事務所等の特定業務施設を整備した場合について適用されます。

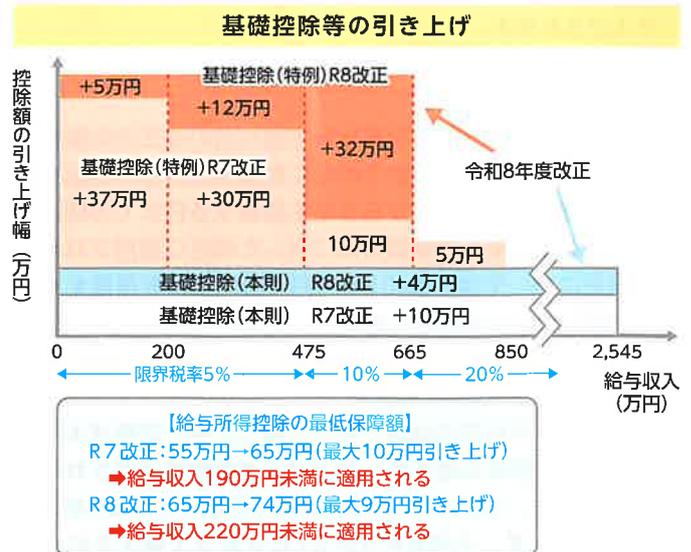
## II 所得税関係

### ① 物価上昇局面における対応

足元の物価高への対応として物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みが創設されるとともに、中低所得者に配慮して令和7年度税制改正で創設された基礎控除の特例による加算額を引き上げるなどして所得税の課税最低限が給与収入で178万円とされます。

#### ① 所得税の基礎控除の引き上げ

基礎控除の本則部分(現行:最高58万円)を直近2年間の消費者物価指数(総合)の上昇率を乗じて2年ごとに見直すこととし、令和8年から合計所得金額が2,350万円以下(給与収入で2,545万円以下)の者で4万円引き上げられます。また、基礎控除の特例による加算額が給与収入で665万円以下の者を対象に引き上げられます(下図参照)。



## ② 給与所得控除の最低保障額の引き上げ

給与所得控除の最低保障額（現行：65万円）も基礎控除の本則部分の物価上昇に連動した引き上げと同様の仕組みで見直し、令和8年分から4万円引き上げられます。また、最低保障額の特例が創設され、最低保障額がさらに5万円引き上げられます。個人住民税も同様に、最低保障額（現行：65万円）が本則部分、特例分の合計で9万円引き上げられます。

## ③ ひとり親控除の拡充

ひとり親控除の控除額が38万円（現行：35万円）に引き上げられます。個人住民税についても控除額が33万円（現行：30万円）に引き上げられます。

## ④ その他の所要の措置

イ 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件が62万円以下（現行：58万円以下）に引き上げられます。

ロ 勤労学生の合計所得金額要件が89万円以下（現行：85万円以下）に引き上げられます。

※ イ・ロとも、個人住民税で同様の措置が講じられます。

### 適用時期

①、②、④の改正については、令和8年分以後の所得税（令和9年度分以後の個人住民税）について適用されます。なお、令和8年分所得への適用は源泉徴収義務者等の事務負担に配慮し、年末調整から対応することとなります。③の改正については、令和9年分以後の所得税（令和10年度分以後の個人住民税）について適用されます。

## ② マイカー通勤に係る通勤手当や従業員への食事の支給に係る非課税限度額の引き上げ

マイカー等で通勤をする者が受ける通勤手当について、通勤距離が片道65キロ以上の者の非課税限度額が下表のとおり見直されます。加えて、マイカー等通勤者が通勤に際して一定の要件を満たす駐車場等を利用し、その料金を負担している場合、1か月当たりの駐車場等の料金相当額（最大5,000円）を加算した金額が通勤手当の非課税限度額とされます。

また、使用者から食事の支給により受ける経済的利益について、所得税が非課税とされる食事の支給に係る使用者の負担額の上限が月額7,500円（現行：月額3,500円）に引き上げられます。

	通勤距離の区分	非課税限度額
現行	片道55km以上	38,700円
改正案	片道55km以上 65km未満	38,700円
	片道65km以上 75km未満	45,700円
	片道75km以上 85km未満	52,700円
	片道85km以上 95km未満	59,600円
	片道95km以上	66,400円

### 適用時期

令和8年4月1日以後に受けるべき通勤手当について適用されます。

## ③ NISAのつみたて投資枠の対象者の拡充

現行、18歳以上が対象のNISAのつみたて投資枠の対象年齢が0～17歳まで拡充されます。年間投資枠は18歳以

上の最大120万円の半分の最大60万円とし、非課税保有限度額は600万円とされます。用途が子のためのものであり、子が払出しに同意したことを示す書面を提出するなど一定の要件のもと、12歳以降に払出しができることとされます。

### 適用時期

令和9年1月1日以後に開設したNISA口座から適用できます。

## 4 住宅ローン控除の見直し

住宅ローン控除は下表のように見直された上で、適用期限が令和12年入居分まで5年間延長されます。

【住宅ローン控除の見直し】（赤字部分が改正案）

	新築住宅・買取再販住宅			既存住宅			
	A	B	C*1	A	B	C	D
借入限度額	4,500万円	3,500万円	2,000万円	3,500万円		2,000万円	2,000万円
（子育て世帯等）	5,000万円	4,500万円	3,000万円	4,500万円		3,000万円	
控除期間	13年			13年			10年
控除率	0.7%						
床面積要件	50㎡以上						
	合計所得金額1,000万円以下の場合には、40㎡以上*2			同左			
立地要件	令和10年以降入居分から土砂災害などの災害レッドゾーンの新築（建替え除く）は適用対象外（既存住宅等は適用対象）						
所得要件	合計所得金額2,000万円以下						
その他	A：認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅 B：ZEH水準省エネ住宅 C：省エネ基準適合住宅 D：その他の住宅 *1 新築住宅は、令和10年以降入居分から、適用対象外 *2 子育て世帯等への上乗せ措置との選択適用						

### 適用時期

令和8年1月1日から令和12年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用されます。

## 5 防衛特別所得税（仮称）の創設

復興特別所得税の税率（2.1%）を1%引き下げ、代わりに防衛力強化に係る財源確保のため、所得税額に対して税率1%の新たな付加税を課す防衛特別所得税（仮称）が創設されます。

### 適用時期

令和9年分以後の所得税等について適用されます。なお、復興特別所得税については、課税期間が10年間延長されます。

## III 資産税関係

### 1 法人版事業承継税制における特例承継計画の提出期限

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予（法人版事業承継税制）の特例制度について、適用期限の到来を見据え、早期に事業承継に取り組むことを促す観点から、特例承継計画の提出期限が令和9年9月30日（現行：令和8年3月31日）まで1年6か月間延長されます。

なお、個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予

制度（個人版事業承継税制）についても、個人事業承継計画の提出期限が令和10年9月30日まで2年6か月間延長されます。

#### 適用時期

特例承継計画の提出期限が令和9年9月30日まで、個人事業承継計画の提出期限が令和10年9月30日まで延長されます。

## 2 相続税等の財産評価の適正化

貸付用不動産の市場価格と財産評価基本通達に基づく評価額とのかい離を利用して相続税・贈与税を大幅に圧縮している事例が把握されています。これを受けて、相続開始・贈与前5年以内に有償で取得又は新築した一定の貸付用不動産について、現行の路線価等による評価に代えて、課税時期における通常の取引価額に相当する金額により評価することとされます。

課税時期における通常の取引価額に相当する金額は、課税上の弊害がない限り、取得価額をもとに地価の変動等を考慮して計算した価額の100分の80に相当する金額により評価できることとされます。

また、不動産小口化商品についても、その取得の時期にかかわらず現行の路線価等による評価に代えて、課税時期における通常の取引価額に相当する金額により評価することとされます。

#### 適用時期

令和9年1月1日以後に相続等により取得をする財産の評価に適用されます。相続等の直前に取得した貸付用不動産の評価については、本改正を通達に定める日までに、被相続人等がその所有する土地（同日の5年前から所有しているものに限る）に新築した家屋（同日に建築中のものも含む）には適用されません。

## 3 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の廃止

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置（受贈者ごとに1,500万円）については、適用期限（令和8年3月31日）をもって廃止されます。

#### 適用時期

令和8年3月31日で廃止されます。ただし、同日までに抛出された金銭等については、引き続き適用されます。

# IV 消費税関係

## 1 適格請求書等保存方式に係る経過措置の見直し

### ① 免税事業者からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の見直し

インボイス制度の影響を受ける小規模な国内事業者への配慮として更なる激変緩和を図る観点から、免税事業者からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置について、以下の見直しを行った上で、適用期限が2年間延長されます。

イ 控除可能割合が各期間区分に応じ次の割合とされます。

	期間区分	控除可能割合
現行	R5.10.1～R8.9.30	80%
	R8.10.1～R11.9.30	50%
改正案	R8.10.1～R10.9.30	70%
	R10.10.1～R12.9.30	50%
	R12.10.1～R13.9.30	30%

ロ 一の免税事業者ごとの仕入れに係る年間適用上限額が1億円（現行：10億円）に引き下げられます。

### ② インボイス発行事業者となった小規模事業者に関する経過措置（2割特例）の見直し

免税事業者が課税事業者を選択した場合、納税額を売上税額の2割とすることができる経過措置（2割特例）について、免税事業者からインボイス発行事業者となった個人事業者は、従来の2割特例の対象となっている個人事業者も含め、令和9年及び令和10年に含まれる課税期間（免税事業者がインボイス発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことで事業者免税点制度の適用を受けられない課税期間に限る）について、納税額を売上税額の3割とすることができるように見直されます（法人への適用はありません）。

なお、インボイス発行事業者が、上記の3割特例を適用する場合には、確定申告書にその旨を付記しなければなりません。

#### 適用時期

①の改正については、令和8年10月1日から令和13年9月30日までの間に開始する課税期間に適用されます。②の改正については、令和9年及び令和10年に含まれる課税期間について適用されます。

# V その他

## 1 固定資産税の免税点の見直し

物価上昇が継続していることを踏まえ、固定資産税について、家屋に係る免税点が30万円（現行：20万円）に、償却資産に係る免税点が180万円（現行：150万円）に引き上げられます。

#### 適用時期

令和9年度以後の年度分の固定資産税に適用されます。

## 2 ふるさと納税の健全な運営に向けた見直し

ふるさと納税について、高所得者の特例控除額が所得に応じて上限なく増える仕組みを改め、定額上限193万円（給与収入1億円相当で到達）が設けられます。

#### 適用時期

令和9年寄附分から適用されます。

\*このパンフレットは、令和7年12月26日に閣議決定された令和8年度税制改正大綱等に基づいています。今般の衆議院解散により、適用時期等に変更が生じる場合がありますので、今後の国会審議等にご留意ください。

公益財団法人

 全国法人会総連合

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5-6

FAX 03-3357-6682

<https://www.zenkokuhojinkai.or.jp>

※内容に関するお問い合わせは、上記の宛先までFAX等文書にてお送りください。なお、個別事案に関するご質問にはお答えできませんので、予めご了承ください。